

豊水	藤巻	4709の一部、4711から4713までの各一部、4730の一部、4731の一部、4732の1、4732の2、4733の1、4733の2、4734の一部、4735の一部、4736の1、4736の2、4737の1、4737の2、4738から4740までの各一部、4741から4743まで、4744の1、4744の2、4745、4746の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	豊水	鬼町
豊水	香本	4324の一部、4325の一部、4326、4327の一部、4328の一部、4329、4330、4331の一部、4332の一部、4333、4334、4336の一部、4337から4339まで、4340の一部、4341の一部、4342の1の一部、4343の1の一部、4345の1の一部、4346の1の一部、4347の一部、4358の一部、4359の一部、4360から4365まで、4367、4368、4369の一部、4370の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	豊水	藤巻
南田島	北羽無田	54の2の一部、54の3の一部、54の4から54の6まで	豊水	藤巻
豊水	香本	4342の1の一部、4343の1の一部、4345の1の一部、4346の1の一部、4347の一部、4354の1、4355、4356の1、4357、4358の一部、4359の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	豊水	向田
豊水	藤巻	4806から4812までの各一部、4813の1の一部、4813の2の一部、4814の一部、4815、4816の1、4816の2、4817から4822まで、4823から4829までの各一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	豊水	向田
南田島	北羽無田	54の2の一部、54の3の一部	豊水	向田

熊本県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年5月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年5月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	山鹿市新町 同所 601番地先から 1502番1地先まで	110.0	国交安
主要地方道	菊池鹿北線	鹿本郡鹿北町大字椎持字市木 同所 字落神 1396番1地先から 1258番4地先まで	1,032.0	緊道整 (交安)

2 供用開始する期日 平成16年5月7日

熊本県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年5月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。